

[学会報告]

外国につながる子どもと保護者への支援
～行政、医療機関等との連携による三重県国際交流財団の取組み～

宇藤美帆

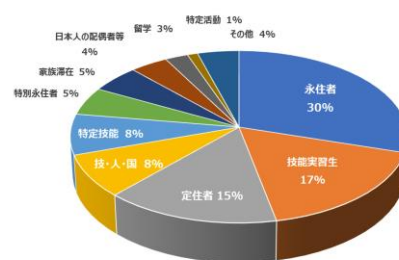
公益財団法人三重県国際交流財団

1. 三重県内外国人の状況

三重県国際交流財団（MIEF みえふ）は、1991年に三重県、市町、企業等からの出捐により設立された公益財団法人で、医療、福祉、教育、日本語教育、防災、就労などの分野で、外国人住民の方々が三重県で生活するうえでの課題を事業化し、外国人住民も日本人も安全に安心して暮らすことのできる環境づくりに取り組んでいる。

日本で生活する外国人住民には、ルーツのある国とは異なる出産、子育て、福祉制度等に関する情報を、「やさしい日本語」や母語で丁寧に伝達する等の配慮が必要である。

MIEFでは、医療機関、行政、NPO、外国人コミュニティ等と連携した取り組みを行っている。



(図3) 三重県内の外国人住民の「在留資格」別割合 2)

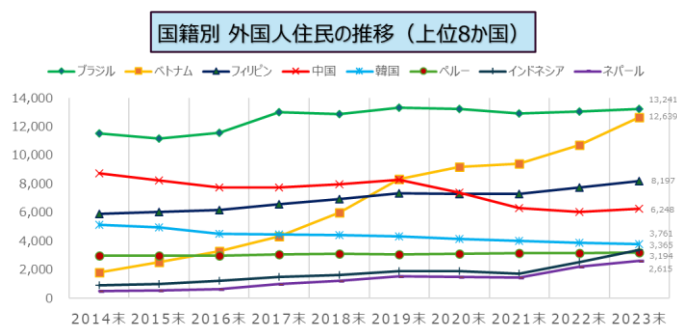
在留資格別では、「永住者」の方が最も多く、次いで「技能実習」、「定住者」と続く。近年は、大学や専門学校等を卒業し、「技術・人文・国際」、「特定技能」の在留資格で働く方も増加している。

また、「家族滞在」の在留資格の方が増加しているのも最近の傾向の一つである。

県内の製造、宿泊、社会福祉、美容、自動車整備業等の企業の多くが、人材の確保に苦慮されているが、日本の少子高齢化、人手不足も影響し、外国人の方が長く日本で働けるよう「特定技能」の対象分野が増えたり、日本に在留できる期間が長くなる等の制度変更がされてきている。



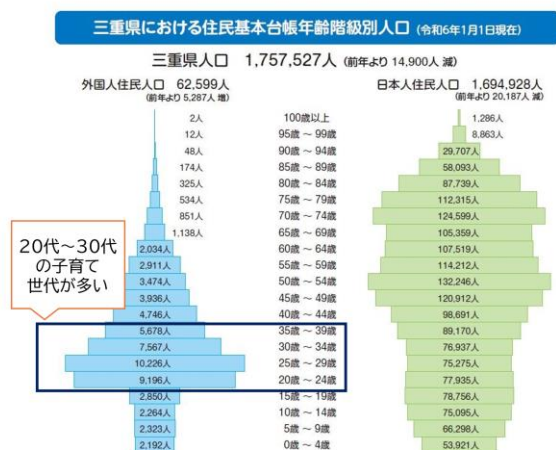
(図1) 県内外国人住民の推移 1)



(図2) 国籍別外国人住民の推移 1)

三重県の外国人住民数は、2023年末時点で62,561人、前年から5,282人増加し、過去最高であった。

総人口に占める外国人の割合は、3.56%。全国の都道府県で4番目に高い。国籍別では、ブラジル国籍の方が約13,000人と最も多く、全体の約21%を占めるが、近年では、ベトナム国籍が前年比18.3%増、インドネシア国籍が33%増、ネパール国籍18.3%増、スリランカ国籍35.7%増と、アジア出身の方々の増加が目立つ。



(図4) 三重県における住民基本台帳年齢階級別人口

三重県の人口は令和6年1月1日現在で、約175万人。前年から約14,900人減少している。日本人住民数は約169万人で、前年から約20,000人減少した一方、外国人住民は、約62,000人だが、前年から約5,200人増加している。

三重県の人口減少を、外国人住民数が緩やかにしているという現状がある。

外国人住民の方々には、20代から30代の若い世代の方が多い。母国にいる家族を少しでも早く日本に呼び寄せて一緒に暮らしたい、と考える方も多く、出産や子育てを母国の文化や習慣とは異なる日本でしている方々も多い。

2. 医療通訳の育成・配置

三重県では、2002年度から医療機関において通訳を行うための専門的な研修を、英語、スペイン語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語で行っている。

長く日本に住み、日本語で日常会話ができる方であっても、診察、検査、治療、薬の処方等で使用される専門用語を理解することは難しく、誤って解釈してしまう可能性がある。派遣会社や技能実習生の監理組合等の通訳者が医療機関に随行することもあるが、やはり専門用語の通訳は難しい。

医療通訳育成研修では、外国人の方が多くかかる産婦人科、小児科、内科、整形外科等に多い病気について、その症状、検査方法、治療方法、通訳をする際に頻出する用語等に関する講義を各診療科の医師や大学教員等に依頼している。

また、医療通訳には、忠実に訳する、守秘義務を守る等の通訳倫理も求められる。このため、通訳倫理、心得についての講義やケースワークも毎年行っている。

研修終了後には、筆記試験と面接選考を実施し、MIEF 医療パートナーとして当財団に登録いただいている。

MIEF は、医療機関等からの依頼に基づき、医療パートナーを紹介している。また、医療機関における通訳の常駐配置の働きかけを行い、現在県内 23 の医療機関で医療通訳が配置される等、外国人の方々が、いつでも安心して受診できる環境づくりに取り組んでいる。

また、MIEF では、鈴鹿市からの委託により、一歳半健診、三歳半健診時に小児健診、歯科健診、身体測定、発育・栄養・生活習慣や育児に関する相談時に外国につながる幼児や保護者と医師、保健師との間の通訳を医療パートナーが行なっている。

医療パートナーがいることで、外国籍の保護者が発育や育児についての質問や相談を躊躇なくできる助けとなっている。

医療通訳の育成、医療機関での外国人患者の受入れについては、今後、次のような取り組みが必要となる。

- ・ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、シンハラ語、タミル語等、県内でニーズが高まっている言語の医療通訳の育成

- ・宗教、医療文化や習慣の違いへの配慮
- ・派遣通訳、常駐通訳、電話・ビデオ通訳の使い分けによる多言語化への対応

外国人住民が医療機関にかかる際、保護者よりも日本語能力の高い子ども（中学生、高校生、時には小学生）が通訳として随行することがある。

子どもたちは日常会話ができても、専門用語は理解できず、また保護者の病気の通訳をするという精神的負担も懸念される。通訳として医療機関へ行くために、学校を休み授業についていけなくなることも心配される。

外国につながる子どもが保護者のために、行政窓口や医療機関で通訳を行う、いわゆる「ことばのヤングケアラー」に対し、通訳支援を行う取組みが他県では始まっている。三重県においてもそのような取組みが広がるよう MIEF、行政、医療機関等の連携が必要である。

3. 発達支援通訳の育成・配置

MIEF では、以前から、外国につながる保護者から、「子どもの言葉が出るのが遅いが、どこに相談すればよいか」等の相談が寄せられており、また行政や医療機関、学校等から発達検査時の通訳依頼が増えていた。

そのような中、令和 2 年度に県内の児童精神科医の方から「外国につながる子どもの発達障がい取組みに寄附をしたい」とお申し出をいただき、令和 2 年度から外国につながる子どもたちの発達障がいの課題に取り組んでいる。

発達障がい疑われる外国につながる子どもたちに接している現場の方々がまず求めるのは、専門知識を有する通訳である。このため、英語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、ポルトガル語で、発達障がいに支援に特化した年間 15 時間の研修を実施している。

「子どもの心身の成長や発達課題及び知能の捉え方」、「発達検査について」、「未就学児、就学児の発達障がいについての相談、支援の流れ」等の専門知識とともに、「通訳倫理」「模擬通訳」等の通訳技術を学ぶ研修内容としている。

本研修を受講した方には、筆記試験と面接選考を経て、発達支援通訳パートナーとして登録いただき、学校、行政や医療機関からの依頼に基づき活動頂いている。2024 年度現在、40 名がパートナーとして登録している。

発達支援通訳パートナーは、市町発達支援担当職員が保護者に対し、子どもたちの家庭での様子を聞き取る際や医療機関等において発達検査を行う際等の通訳を行っている。

また、発達支援通訳パートナー1名を、2022年度から三重県立子ども心身発達医療センターに月2回配置している。

2021年度からは、外国につながる子どもの発達障がい課題について検討するシンポジウム「みんなで考える外国につながる子どもの発達障がい」を開催している。本シンポジウムでは毎年提言を出しているが、今年度は、「医療と福祉、異文化との連携」をテーマとし、以下のような提言が出された。

- 1 専門知識を備えた通訳の育成と、行政や医療機関等への配置の充実
- 2 医療機関での外国につながる発達障がい児への対応状況の把握
- 3 医療へのアクセスバリアの軽減
- 4 外国につながる発達障がい児支援を検討する会議体への参画

(図5) シンポジウム提言

外国籍の発達支援通訳パートナーからは、研修やシンポジウム等において、以下のような意見が寄せられた。

「フィリピンでは、「障がい」という言葉は、重度の障がい者のことをさす。「発達障がい」という日本語をどうフィリピン語に訳すかに困る。「発達障がい」とそのまま訳すと、「自分の子どもは障がい者ではない！」と怒る保護者もいる。」

「医師が保護者を傷をつけないように配慮してくれることは嬉しく思う。しかし、例えば「お子さんは現在5歳ですが、発達検査の結果では3歳児の遅れがあります。」と説明されると、後2年間経てばその遅れを取り戻せるという誤解を招くことがある。はっきり説明しないと、2年経っても遅れが取り戻せないとなると「なぜ良くならないの？先生は2年遅れていると言ったね、もう2年経ったよ！」と、医師の診断ミスだと思うこともある。」

それぞれの国の発達障がいの捉え方にも配慮をしながら対応していく必要があると思われる。

4. 多言語での相談対応

MIEFでは、外国人住民からの子育て、子どもの教

育、医療機関の受診を含む日常生活に関する相談に、11言語で対応する「みえ外国人相談サポートセンター MieCo (みえこ)」を三重県からの委託により運営している。

年間1,000から2,000件の相談のうち、昨年度は医療に関する相談が雇用労働に次いで多かった。

相談や悩みを母語で聞き取り、行政、弁護士、臨床心理士、入管庁等の専門機関等と連携して対応している。

また、行政への同行通訳、生活困難な方への食料支援等、MieCoを運営する上で、NPOの方々との連携は欠かせないものとなっている。

(図6) みえ外国人相談サポートセンターMieCo

5. 母語保持と日本語の習得支援

MIEFでは、外国につながる子どもたちが初期日本語を習得するための、教材『みえこさんの日にほんご』シリーズを開発発行している。

一方で、子どもたちには、自分のルーツに誇りを持てるようになってもらいたいと考えている。母語の保持は子どもたちが家庭において、保護者とのコミュニケーションを行うため、また日本語の習得が十分ではない親や親戚との関係においても、重要な役割を果たす。

母語の力がつくと、その力を日本語力に生かすこともできる。母語の力を育てることは、日本語習得の近道でもある。

このことから、母語保持を目的として、多言語での読み聞かせ教室を県内ブラジル人学校、市教育委員会が実施する就学前教室などで実施している。

6. さいごに

県内の外国人住民数は今後も増加することが予想される。

外国につながる子どもや保護者の支援のためには、当該言語の通訳の育成、「やさしい日本語」や多言語での情報提供等をさらに進める必要がある。それぞれの国の文化、習慣、宗教に配慮した対応も必要となる。

県内には、ボリビア、ベトナム、スリランカ、パキスタン、ネパール国籍等の方々によるコミュニティがあり、医療通訳パートナー、発達支援通訳パートナーの方々は、外国人コミュニティのリーダー的存在の方々も多い。

各国のコミュニティの方々からの情報や意見を反映し、適切な手段と方法で支援を行っていく。

また、行政、医療機関、民間団体、外国人コミュニティが、連携、役割分担、補完しながら取組みを進めていくことが求められる。

出典：

- 1) 「三重県 外国人住民数調査」 2014. 12-2023. 12
- 2) 法務省 「在留外国人統計」 2023. 6